

保護預り約款新旧対照表

下線部分変更

新	旧
<p>(混蔵保管等に関する同意事項)</p> <p>第 5 条(現行どおり)</p> <p>第 3 条第二号の規定により機構が混蔵して保管する証券については、前項のほか次の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>一～六(現行どおり)</p> <p>七、預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行ったとき、<u>当該発行者が破産手続開始の決定を受けたとき、または当該発行者が清算結了の登記を行ったときは</u>、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を破棄すること。</p> <p>八、お客様より預託を受け当社で保管する株券について、発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行ったとき、<u>当該発行者が破産手続開始の決定を受けたとき、または当該発行者が清算結了の登記を行ったときは</u>、当社は第 5 条第 項第七号の規定を準用し、当該株券を破棄することがあること。</p> <p>九、お客様より預託を受け当社で保管する株券について、発行者が本号施行前に債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行っていたとき、当該発行者が破産手続開始の決定を受けていたとき、<u>または当該発行者が清算結了の登記を行っていたとき</u>にも、当社が第 5 条第 項第八号の規定を遡及、準用し、当該株券を破棄することがあること。</p>	<p>(混蔵保管等に関する同意事項)</p> <p>第 5 条(省略)</p> <p>七、預託株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行ったときまたは当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合は、機構が、当該株券の取扱いを廃止し、あらかじめ機構が定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、機構の定める規則に従って当該預託株券を破棄すること。</p> <p>八、お客様より預託を受け当社で保管する株券について、発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行ったとき、または当該発行者が破産手続開始の決定を受けた場合は、当社は第 5 条第 項第七号の規定を準用し、当該株券を破棄することがあること。</p> <p>九、お客様より預託を受け当社で保管する株券について、発行者が本号施行前に債務超過の場合において株式の全部を零にする資本の減少を行っていたとき、または当該発行者が破産手続開始の決定を受けていたときにも、当社が第 5 条第 項第八号の規定を遡及、準用し、当該株券を破棄することがあること。</p>